

資料

スウェーデン刑法典（試訳）（二）

——二〇〇六年一月一日現在の正文——

坂 田 仁

刑法典目次

第一編 総則

第一章 罪及び罪の制裁

第二章 スウェーデン法の適用

第二編 罪について

第三章 生命及び健康に対する罪

第四章 自由及び平穩に対する罪

第五章 名誉侵害

第六章 性犯罪

第七章 家族に対する罪

第八章 窃盗、強盗及びその他の盗犯

第九章 詐欺及びその他の欺瞞

第十章 横領及びその他の背任

第十一章 債権者に対する罪その他

第十二章 損壊の罪……………

（以上七九卷一〇号）

第十三章 公共に危険な罪

第十四章 偽造に関する罪

第十五章 偽証、虚偽訴追及びその他の不実陳述

第十六章 公共の秩序に対する罪

第十七章 公共の活動に対する罪

第十八章 反逆罪

第十九章 王国の安全に対する罪

第二十章 職務過誤等

第二十一章 軍人の罪

第二十二章 戦時反逆罪

第二十三章 犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯

第二十四章 刑事責任欠如の一般的根拠

……………

第三編 制裁について

第二十五章 罰金

（以上本号）

第二十六章 拘禁

第二十七章 条件付判決

第二十八章 保護観察

第二十九章 量刑と制裁の猶予

第三十章 制裁の選択

第三十一章 特別保護への委託

第三十二章 一九八六年法律第六四五号をもつて効力停止

第三十三章 勾留及び拘留期間の本刑算入

第十三章 公共に危険な罪

第一条 他人の生命もしくは健康又は他人の財産の広範な破壊の危険を意味する火災を起こす者は、「放火」として二年以上八年以下の拘禁に処する。

罪が深刻なものでない場合は、一年以上三年以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号)

第二条 第一条に述べる罪が重大である場合「重放火」として六年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、火災が容易に広がり得る家屋密集地域で火がつけられたか、又はその他火災が多数の人間又は特に重要な財産に対する危険を意味したかについて特に考慮しなければならない。

第三条 爆発、溢水、地滑り、難破、航空機もしくは列車

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に関する規定

第三十五章 制裁の時効

第三十六章 財物の没収、企業罰金及び犯罪のその他の特別法律効果

第三十七章 委員会について

第三十八章 訴訟法規定等

刑法施行法(抄)

..... (以上七九卷一二号)

事故又はその他の災害を引起し、それにより他人の生命もしくは健康に対し、又は他人の財産の広範な破壊の、危険をもたらす者は「公共危険誘発罪」として二年以上八年以下の拘禁に処する。

罪が深刻なものでない場合は一年以上三年以下の拘禁に処する。

罪が重大である場合は六年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号)

第四条 王国の防衛、民生、司法もしくは行政又は王国の秩序と安全の確立に相当程度重要性をもつ財産を破壊もしくは損傷する者又は労働力の引揚もしくは引揚への緊急な要請を内容としないその他の方法で、右の財産の利用を深刻に妨害もしくは阻止する者は、「業務妨害」として四年以下の拘禁に処する。財産損壊又は今述べたそ

他の措置により交通手段又は電信、電話、放送もしくはその他の同様な公共の補助手段の利用もしくは水、光、暖房もしくはエネルギーの公共供給のための营造物の利用を深刻に妨害し又は阻止する者も同様としなければならない。

第五条 第四条に述べる罪が重大である場合「重業務妨害」として二年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。

罪が重大か否かの判断に際しては、それによつて王国の安全、多数の人間の生命又は特に重要な財産に対する危険を招来したかについて特に考慮しなければならない。

第五条の二 強要により、

一、航空機、

二、物品もしくは旅客の輸送のための民間商業航海に用いられる船舶、タグボート、浚渫船、漁船又はその他の漁労用として用いられる船舶、又は

三、物品又は旅客の輸送のための営業活動に用いられるバス、重貨物自動車又は鉄道上の動力駆動車、市街電車もしくは地下鉄車両

を強奪し又はその操作に介入する者は、「強取」として四年以下の拘禁に処する。強要により、天然資源の調査

もしくは抽出又はその他の経済的目的のための活動を目的とした海上のプラットフォームを強奪する者についても同様である。

その他の場合に下記の行為を行う者は、「船舶又は航空機業務妨害」として四年以下の拘禁に処する。

一、第一項に示す船舶もしくはプラットフォーム又は運行中の航空機を破壊し又は深刻に損傷する行為、又は
二、第一項に示す船舶もしくはプラットフォーム又は飛行中の航空機の安全に対する危険を招来するに適する措置をとる行為。

第一項又は第二項に述べる罪が重大と解すべき場合は、二年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、それによつて多数の人間の生命に対する危険を招来したか又はその行為がその他特に危険なものであったか否かを特に考慮しなければならない。二〇〇三年法律第一四九号）

第五条の三 下記の者は、その行為が空港の機能又は空港の安全に対する危険を招来するのに適している場合「空港業務妨害」として四年以下の拘禁に処する。

一、国際運航に開放されている空港に現在する人に対して深刻な暴力又は右の暴力の威嚇を行う者、

二、右の空港に属しもしくは右の空港の交通に用いられる設備又は運航状態にはないが空港に並んでいる航空機を破壊し又は深刻に損傷するもの、又は

三、暴力の使用又は暴力の威嚇をもつて右の空港において実施されている活動を阻害する者。

罪が重大であると解すべき場合は二年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、それによつて多数の人間の生命に対する危険を招来したか又はその他その行為が特に危険な性質のものであつたかについて特に考慮しなければならない。

(一九九〇年法律第四一六号)

第六条 過失により、不注意に火もしくは爆発物を扱うことにより又はその他の方法で下記のことを発生させる者は、「過失公共危険発生罪」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

一、第一条、第二条又は第三条に掲げる火災もしくは災害又はその危険の招来、

二、第四条に掲げる損傷又は阻止、又は

三、第五条の二第二項第一号又は第五条の三第一項第二号に掲げる損傷。

罪が重大な場合は二年以下の拘禁に処する。(一九九

〇年法律第四一六号)

第七条 食料、水もしくはその他のものに毒物もしくは病原菌を混入すること、その他の方法で毒物もしくは同様なものを散布すること又は深刻な疾病を運びもしくは広めることによつて人間の生命もしくは健康にとつて公共的危険を招来する者は、「毒物散布又は病原菌伝染」として六年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合は四年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、他人の生命もしくは健康を損傷する故意をもつてなされたか又は多数の人間が危険に曝されたかについて特に考慮しなければならない。

第八条 毒物により、悪性の疾病を運びもしくは広めることにより、害獣もしくは雑草をひろめることにより又はその他の同様な方法により動物又は植物に公共的危険を招来する者は、「動植物加害」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合は六月以上六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、損傷する故意をもつてなされたか又は重要な価値の財産が危険に曝されたかについて特に考慮しなければならない。

第八条の二 削除（一九九八年法律第八〇九号）

第九条 過失により第七条又は第八条に示す行為を犯す者は、「毒物又は病原物質の無謀処理」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。（一九九八年法律第八〇九号）

第十条 火、爆発物もしくは毒物の取扱いに際して又は他の方法で、本章に以上述べられているところに従い有責とされることなく、第一条、第二条又は第三条に述べる火災もしくは災害の危険又は第七条もしくは第八条に掲げる公共の危険を招来し、かつその回避のために行う必要のあることを見通した後にこれを放棄する者は、「公共的危険不回避」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

第十一条 第一条、第二条、第三条、第六条、第七条、第八条、第九条もしくは第十条又は第五条の二第二項第二号もしくは第五条の三第一項第二号もしくは第三号により有責とされる者が相当程度の混乱が生じる前に各条項に示す危険又は効果を自由意志で回避した場合は、その行為に規定されているところより軽い刑に処することができる。危険が小さく、その行為について一年を超える拘禁が定められていない場合には、その者を有責として処断してはならない。（一九九八年法律第八〇九号）

第十二条 放火、重放火、公共危険誘発罪、業務妨害、重

業務妨害、強取、船舶又は航空機業務妨害、空港業務妨害又は毒物散布又は病原菌伝染もしくは動植物加害の未遂、予備又は予謀について、また右の罪の犯罪暴露の放棄は、第二十三章に法定するところに従つてこれを有責として処断する。

第十四章 偽造に関する罪

第一条 実名、虚名を問わず他人の名前を書くこともしくは他人の署名を虚偽的に自分のものとするにより又はその他の方法で、虚偽の文書を呈示し、又は真正な文書を虚偽的に変更もしくは補充する者は、右の措置が証拠の関連で危険を意味するとき、「文書偽造」として二年以下の拘禁に処する。

議事録、契約書、約束手形、証明書及び証拠として作成された記録又は証拠としての重要性のあるその他の記録が文書と解され、また身分証明書、切符及びその他の同様な証拠マークも文書と解される。

第二条 第一条に述べる罪が軽微と解すべき場合は「軽文書偽造」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が軽微であるか否かの判断に際しては、文書が、レ

シート、納品書もしくは同様な受領証であるか、又はその行為が他人の権利取得を援助するために行われたかに特に配慮しなければならない。

第三条 第一条に述べる罪が重大と解すべき場合は「重文書偽造」として六月以上六年以下の拘禁に処する。

罪が重大であるか否かの判断に際しては、偽造が公務所の重要な保存記録又は債券、株券もしくは抵当権設定証書のごとき公共の取引で特に重要な文書に関わつていたか、又はその行為が特に危険な性質のものであつたかを特に考慮しなければならない。

第四条 行為の機会にその処理を行う権限を有しない文書についてそれを破棄し、使用不能にし又は除去する者は、右の措置が証拠の関連で危険を意味し、かつその罪が会計帳簿罪と解すべきでないとき「文書毀棄」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金もしくは六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。(一九八二年法律第一五〇号)

第五条 芸術作品もしくは工芸作品又はその他の同様な作品上に許可なく他人の氏名もしくは署名を用い又はその他偽造し、それによつて右の氏名等が右の作品の著作権

者を証明する見せかけを提示する者は、「署名偽造」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合は、六月以上四年以下の拘禁に処する。(一九七〇年法律第四八九号)

第六条 王国の内外で現行の紙幣もしくは硬貨を模造し又はその他紙幣もしくは硬貨を偽造する者は、「通貨偽造」として四年以下の拘禁に、又は罪が軽微な場合には六月以下の拘禁に処する。

第一項は、発行の決定はなされたが、まだ通用していない紙幣又は硬貨にもこれを適用する。

罪が重大な場合は二年以上八年以下の拘禁に処する。

(二〇〇一年法律第三二号)

第六条の二 第六条に掲げる偽造紙幣又は偽造硬貨を発行する故意をもつて、右の偽造通貨を獲得し、提供し、受領し、保管し、輸送し又はその他同様に処理する者は、「偽造通貨の不法処理」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金もしくは六月以下の拘禁に処する。罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。(二〇〇一年法律第三二号により新設)

第七条 流通している切手、郵便書簡マークもしくはその

他の公式もしくは公共に関わる内国もしくは外国の価格証票もしくは公式の内国もしくは外国の寸法、重量、商

品、説明文書もしくはその他の統制証票を模造し、又は虚偽の同様な証票もしくは偽造された証票を獲得し、もしくはその他同様な証票もしくは証票を貼付したものを

偽造する者は、右の措置が証拠の観点で危険を意味する場合、「切手等偽造」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。

第八条 有効な境界標識、水位標識、定点又は平面測量もしくは水準測量のためのその他の標識を虚偽的に設定し、又はそれらの標識を移動し、除去し、損傷もしくは破壊する者は、その措置が証拠の観点で危険を意味する場合、「固定標識の偽造」として四年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第九条 偽造文書を呈示し、販売目的で偽造署名のある作品を提供もしくは所持し、偽造紙幣もしくは偽造硬貨を使用し、偽造価格証票もしくは偽造統制証票を使用し、虚偽の固定標識を呈示し又はその他前記の方法で偽造されたものを何であれ使用する者は、その措置が証拠の観

点で危険を意味する場合、「偽造物行使」として自らが偽造を行った場合と同様に処断する。

第十条 第九条に述べる場合の他、現行の紙幣、硬貨又は公式の価格証票と容易に混在し得るものを公共に頒布する者は、「模造品の違法頒布」として罰金に処する。

第十一条 本章の前十条により責任を負うが、相当程度の混乱の生じる以前に任意にその行為の意味する証拠の観点からの危険を回避した場合は、その行為に法定されているよりも軽い刑に処することができる。右の危険が小さく、かつその行為に対して六月を超える重い刑が法定されていない場合には、有責として処断してはならない。

第十二条 文書偽造、重文書偽造、文書毀棄、署名偽造、通貨偽造、切手等偽造、固定標識の偽造又は偽造物行使の未遂又は予備及び通貨偽造の犯罪暴露の放棄については、第二十三章の規定により有責として処断する。偽造されたものの獲得及び受領の未遂と内容とする偽造通貨の不法処理の未遂についても同様である。右の罪が既遂となつたとしても軽微であると解される場合には、本条に述べるところによつて有責として処断してはならない。

（二〇〇一年法律第三二号）

第十五章 偽証、虚偽訴追及びその他の不実陳述

第一条 適法な宣誓のもとに不実の情報を提供し又は真実を隠蔽する者は、「偽証」として四年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には二年以上八年以下の拘禁に処さなければならぬ。罪が重大か否かの判断に際しては、無実の人を重大な罪で罪に陥れる故意をもつて生じたか又はその他明白な損害が他人に加えられているかについて特に考慮しなければならない。(一九七五年法律第一二九二号)

第二条 訴訟手続における真実保証尋問の際に不実の情報を提供し又は真実を隠蔽する者は、「不実当事者陳述」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第三条 重大な過失により第一条又は第二条に述べる行為を行う者は、「不注意な陳述」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第四条 第一条ないし第三条に掲げる陳述が事案にとり重要性がないと証明される場合、これを有責として処断してはならない。

前項の規定は、意見陳述を拒否できる事項に関して不実の情報を提供し又は真実を隠蔽し、かつ事情がその者にとり相当な弁解事由を意味する場合にも、これを適用する。

第四条の二 デンマーク、フィンランド、アイスランド又はノルウェイの裁判所で刑事責任を問われている者が不実の情報を提供し又は真実を隠蔽する場合、「北欧の裁判所における不実の陳述」として、その陳述が王国において適法な宣誓のもとになされたときは第一条による制裁に、また民事訴訟の当事者の陳述に関わるときは第二条よる制裁に処する。右の行為が重大な過失により行われる場合には、「北欧の裁判所における不注意な陳述」として第三条により制裁に処する。

第四条、第十四条及び第十五条の規定は、第一項に掲げる行為にこれを準用する。(一九七五年法律第一二九二号)

第四条の三 証人又は鑑定人が欧州共同裁判所、同裁判所第一審裁判所又は欧州自由貿易連合裁判所(EFTA裁判所)において、宣誓の上不実の情報を提供し又は真実を隠蔽する場合、「国際裁判所における不実の陳述」として、その陳述が王国において適法な宣誓のもとにな

されたときは第一条による制裁に処する。右の行為が重大な過失により行われる場合には、「国際裁判所における不注意な陳述」として第三条による制裁に処する。

第四条、第十四条及び第十五条の規定は、第一項に掲げる行為に適用可能な範囲内でこれを適用する。（一九九五年法律第三一六号）

第五条 無実の人を罪に陥れる故意をもつてその人を訴追する者は、「虚偽訴追」として二年以下の拘禁又は、その罪が軽微な場合は罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処さなければならぬ。罪が重大か否かの判断に際しては、右の訴追が重大な罪に関わるものか又は職務上の地位の乱用を含むものであるかについて特に考慮しなければならぬ。

十分な訴追の理由なく訴追を行う者は、「不当訴追」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第六条 無実の人を罪に陥れる故意をもつてその人を告訴する者は、「虚偽告訴」として二年以下の拘禁又は、その罪が軽微な場合は罰金又は六月以下の拘禁に処する。告訴人が被告訴者の無実を洞察はしていないが、無実であると仮定する相当な理由を有している場合には、

「不当告訴」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第七条 第六条に掲げる以外の場合に、検察官、警察署又はその他の公務所に、偽つて他人の真実でない犯罪行為を通告し、人を危険に曝すような事情を偽り又は責任を解消しもしくは減輕する事情を否定する者は、右の公務所がその事案で届出を取上げなければならない場合に、「虚偽通告」として二年以下の拘禁又は、その罪が軽微な場合は罰金又は六月以下の拘禁に処する。

その者が陳述が偽りであつたと洞察はしていないが偽りと仮定する相当な理由を有している場合には、「不当通告」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第八条 無実の人を罪に陥れる故意をもつて証拠を変造もしくは隠滅する者又は右の故意をもつて虚偽の証拠を呈示する者は、「証拠変造」として二年以下の拘禁又は、その罪が軽微な場合は罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。**第九条** 本章の前各条に述べるところにより有罪になるとなしに、同各条に述べる措置によつて他人に適法な理由なく有罪に処され又はその他相当程度の損失に苦しむ危険を招来し、又はこの危険を洞察した後に危険防止のために必要とされるのが相当な事項を放棄する者は、

「法的過誤防止の放棄」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第十条 法律又は法令に従い、宣誓による義務によりもしくは名譽と自覺に基づき又はその他同様な保証のもとに提出される書面による陳述の中で不実の情報を提供し又は真実を隠蔽する場合、右の措置が証拠の関連で危険を意味するとき、「不実保証」として罰金もしくは六月以下の拘禁又は、罪が重大な場合には二年以下の拘禁に処する。

右の行為が重大な過失により行われた場合は、「無謀な保証」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第十一条 証明書その他の文書に自分が誰であるかについてもしくは自らにかかる以外の案件について不実な情報を提供する者又は法律的記録に関する見せかけの文書を作成する者は、「不実な証明」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。右の罪が職務上の地位の乱用を含むもの又は重大なものと解すべき場合には、二年以下の拘禁に処する。

第一項に掲げる不実文書を呈示又は利用する者は、その措置が証拠の関連で危険を意味するとき、「不実文書行使」として第一項に述べるところにより処断する。

第十二条 自分又は他人をその本人であると示すことによ

つて、旅券、身分証明書又は特定個人に対して発行された同様な文書を乱用もしくは右の乱用文書を交付する者又は特定の文書の正当な複写の代わりにカーボン複写もしくは写真撮影もしくはその他の同様な方法で作成された不実記録を呈示する者は、右の措置が証拠の関連で危険を意味するとき、「文書の乱用」として罰金もしくは六月以下の拘禁又は、罪が重大な場合には二年以下の拘禁に処する。

第十三条 文書上の自らの署名を否認する者は、右の措置が証拠の関連で危険を意味するとき、「署名否認」として罰金もしくは六月以下の拘禁又は、罪が重大な場合には二年以下の拘禁に処する。

第十四条 本章の前十三条により責任を負うが、相当程度の混乱の生じる以前に任意に過誤を正し又はその他の方法で混乱の亢進を回避した場合は、その行為に法定されているよりも軽い刑に処することができる。右の危険が小さく、かつその行為に対して六月を超える重い刑が法定されていない場合には、有責として処断してはならない。

第十五条 偽証の予備又は右の行為を第三者が教唆するの

を求めることを意味する偽証の予謀、及び証拠変造の未遂については、第二十三章に法定されているところにより有責として処断する。右の罪が既遂となつたとしても軽微であると解される場合には、本条に述べるところによつて有責と処断することはできない。（二〇〇一年法律第三一号）

第十六章 公共の秩序に対する罪

第一条 群集が、結合した暴力をもつて公務所に反抗する故意を明示し又はその他一定の措置を強請もしくは阻止し、かつ公務所の命令により解散しないことによつて公共の秩序を妨害する場合、「暴動」として、教唆者及び指導者は四年以下の拘禁に、そして右の群集の所為へのその他の参加者は罰金又は二年以下の拘禁に処する。

右の群集が公務所の命令により解散する場合には、教唆者及び指導者を暴動として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第二条 第一条に述べる故意をもつて群集が個人又は財産に対して結合した暴力に至つた場合には、「暴力的暴動」として、教唆者及び指導者は十年以下の拘禁に、そして右の群集の所為へのその他の参加者は罰金又は四年以下

の拘禁に処する。

第三条 公共の秩序を妨害する群集への参加者が秩序を確立するために布告された命令を無視し、又は右の参加者が秩序確立の目的で防護もしくは閉鎖された領域に侵入する場合、もし暴動が存在しないときは「治安権力への不服従」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第四条 暴力的行為もしくは騒音又はその他の同様な方法で、公共の祈禱式、公共の宗教行事、結婚式、葬儀その他の儀式、裁判所の法廷もしくはその他の国もしくはコミュニティの行事又は討論、教育もしくは講義の聴講のための会合を妨害又は阻止しようとする者は、「行事又は公共的会合の妨害」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第五条 会衆もしくは群集を前にして口頭で、配付されたもしくは配付のために発行された書面の中で又は公共に對するその他の宣言の中で、犯罪行為、国民の義務の忌避又は公務所に対する不服従を煽り又はその他不服従に誘引しようと試みる者は、「扇動」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

集合した軍人を前にして口頭で又は軍人にあてたその他の宣言の中で、軍務において義務づけられていること

を無視することを意味する作為又は不作為を煽り又はその他それに誘引しようと試みる者もまた扇動として処断する。

軽微な事件は有責として処断してはならない。軽微な事件が存するか否かの判断に際しては、右の煽り又は試みが追隨行動を起こす危険が無意味であつたか否かについて特に考慮しなければならない。

行為者が深刻な罪を誘引しようと試みていたか又はその他にてらして罪が重大なものと解すべき場合には、四年以下の拘禁に処さなければならない。(一九八六年法律第六四五号)

第六条 集合した軍人が共同して暴力をもつて上官に反抗すると威嚇する場合、「抗命」として罰金又は四年以下の拘禁に処する。但し、教唆者及び指導者は六年以下の拘禁に処する。

抗命の参加者が共同して個人及び財産に暴力を行使した場合、右の参加者は六年以下の拘禁に処する。但し、教唆者及び指導者は十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。

その他罪が重大と解すべき場合には、十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際して

は、右の行為が戦闘中に犯されたか否か又は戦時服従に對する罪が特別な危険をもたらしたか否かについて特に考慮しなければならない。(一九八六年法律第六四五号)

第七条 削除(一九七〇年法律第二二五号)

第八条 頒布される見解又は声明の中で、人種的、皮膚の色、国民的もしくは民族的出自、信仰もしくは性的傾向に結びつけて民族集団又はその他の人々の集団に対し威嚇し又は輕蔑を表明する者は、「民族集団への迫害」として二年以下の拘禁又は、罪が輕微な場合には罰金に処する。

罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の声明が特に威嚇的又は侵害的内容をもち、かつ重要な注意をひくような方法で多数の人に頒布されたか否かについて特に考慮しなければならない。(一九八八年法律第八三五号、二〇〇二年法律第八〇〇号)

第九条 企業の経営者がその業務の中で、他の人との關係で適用するのと同じ条件では近づかないことによつて、ある人を人種的、皮膚の色、国民的もしくは民族的出自又は信仰に基づいて差別する場合、「違法な差別」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

第一項において企業経営者について述べることは、企業に雇用されている者又はその他企業のために行動する者並びに公務に雇用されている者又は公務を委任されている者にこれを適用する。

公共的会合又は公式の集会の企画者及びその補助者も、他の人との関係で適用するのと同じ条件で右の会合又は集会に参加するのを拒否することによつて、ある人を人種的、皮膚の色、国民的もしくは民族的出自又は信仰に基づいて差別する場合、違法な差別として処断する。

第一項ないし第三項に掲げる者が各項に述べる方法で、同性愛傾向があることを根拠として他人を差別する場合、違法な差別と同様にこれを処断する。（一九八七年法律第六一〇号）

第十条 権限なしに、死体もしくは死者の灰を移動し、損傷しもしくは粗末に扱い、墳墓を開き又はその他棺、甕、墓もしくはその他の死者の安置所もしくは墓地に損傷もしくは辱めを加える者は、「墓所の平穏に対する罪」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。（一九九三年法律第二〇七号）

第十条の二 次に掲げる者は、「児童猥褻画像罪」として二年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金もしくは

六月以下の拘禁に処する。

一、児童を猥褻画像に描写する者、

二、児童の右の画像を頒布し、譲渡し、供用し、呈示し又はその他の方法で他人が手にし得るようにする者、

三、児童の右の画像を取得し又は提供する者、

四、児童の右の画像の売手及び買手の接触を仲介し又は右の画像の取引を促進する目的の他の同様な措置をとる者、又は

五、児童の右の画像を所持する者。

児童とは、その思春期が完了していない者又は画像及び周囲の事情からみると、十八歳未満である者をいう。職業的活動において又はその他の営利目的で過失により第一項に掲げる画像を頒布する者は、第一項に述べるように処断する。

第一項に掲げる罪が重大と解すべき場合、「重児童猥褻画像罪」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が職業的にもしくは利得目的で犯されたか、組織的もしくは大規模に行われた犯罪的活動の一部として行われたか、特に大量の画像に関するものであつたか、又は児童が特に無思慮な取扱いに曝されている画像に関するものであつたか

について特に考慮しなければならない。

描写及び所持に対する禁止は、第一項に掲げる画像を素描し、描画し又はその他同様な手づくりの方法で表示する者には、右の画像が頒布されず、譲渡されず、供用されず、呈示されず又はその他の方法で他人が手にし得るようにしない場合には、これを適用しない。その他の場合であつても、その行為がその事情に於てらして正当化されるときは、右の行為を罪としてはならない。(一九九三年法律第二〇七号、一九九八年法律第一四四四号、二〇〇五年法律第九〇号)

第十条の三 性的暴力もしくは強制の画像を、頒布する故意をもつて描写し又頒布する者は、右の行為がその事情に於てらして正当化されない場合、「違法な暴力描写」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。生々しく長々と人又は動物に対する重大な暴力を描写する動画を頒布する故意をもつて右の動画を描写し又は頒布する者も同様である。

第一項に掲げる描写物を過失により頒布し、かつその頒布が職業的又はその他利得目的で行われる場合、第一項に述べるところにより処断する。

第一項及び第二項の規定は、国立フィルム審査局が展

示を認容したフィルム又はビデオテープにはこれを適用しない。第一項及び第二項の規定は、国立フィルム審査局が認容したものと同一内容の動画の技術的な記録物にもこれを適用しない。更に、第一項及び第二項の規定は、フィルム及びビデオテープの公式の展示にもこれを適用しない。

国立フィルム審査局の認容したものと同一の内容のフィルム又はビデオテープであるとの証明書の備わつた動画の技術的記録物は、右の記録物の頒布に関する第一項及び第二項により有責としてこれを処断してはならない。但し、右の証明書が不正なものであり、当該記録物を頒布した者がこの事実を洞察していたか又は洞察すべきであつた場合には本項の規定はこれを適用しない。(一九九〇年法律第八九四号、一九九八年法律第一四四四号)

第十条の四 十五歳未満の者に職業活動又はその他の営利活動の中で故意又は重大な過失により、人又は動物に対する暴力又は暴力の威嚇を再現する現実そのままの詳細な描写を内容とするフィルム、ビデオテープ又はその他の技術的記録物を提供する者は、「技術的記録物の無許可提供」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第一項の規定は、国立フィルム審査局が十五歳未満の

特定の年齢層のために展示を認容したフィルム又はビデオテープにはこれを適用しない。第一項の規定はまた、国立フィルム審査局が認容したものと同一内容の動画の技術的な記録物にもこれを適用しない。更に、第一項の規定は、フィルム及びビデオテープの公式の展示にもこれを適用しない。

国立フィルム審査局が十五歳未満の特定の年齢層のために認容したものと同一内容のフィルム又はビデオテープであるとの証明書の備わった動画の技術的記録物の場合は、第一項により有責としてこれを処断してはならない。但し、右の証明書が不正なものであり、当該記録物を頒布した者がこの事実を洞察していたか又は洞察すべきであつた場合には本項の規定はこれを適用しない。

（一九八八年法律第八三五号、一九九八年法律第一四四四号）

第十一条 公共の場所で又は公共の場所の傍で窓際展示又は同様な陳列方法で、公共の嫌悪を呼起すのに適する方法で猥褻画像を展示する者は、「猥褻画像の無許可陳列」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。事前の注文無しに猥褻画像を郵送又はその他の方法により送付する者も同様とする。（一九七〇年法律第二二五号）

第十二条 その内容から残酷さを植付け又はその他少年の道徳的しつけに深刻な危険をもたらす書物、画像又は技術的記録物を児童又は少年に頒布する者は、「少年の情操侵害」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。（一九九八年法律第一四四四号）

第十三条 故意に又は重大な過失により、傷害、虐待もしくはは無視又はその他の方法で不適切に動物を苦痛にさらす者は、「動物虐待」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。（一九七二年法律第六二九号）

第十四条 不法に公共に対して賭事又は完全にもしくは本質的部分で偶然に依存する同様な事業を準備し、かつ右の事業がその種類、資金の経済的価値及びその他の事情にてらして、投機的又は準備者に重要な経済的利益をもたらすのに適したものとなる場合は、「賭博」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。右の事業を自分の供用している居宅又はその他の空間で許可する者も同様である。（一九八六年法律第一〇〇七号）

第十四条の二 第十四条第一項に述べる罪が重大と解すべき場合は、「重賭博」として六月以上四年以下の拘禁に処する。

右の罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が職業

的に運営されたか、相当額の金額を含んでいたか又は特に危険な性質のものであったかについて特に考慮しなければならない。(一九八二年法律第二〇六一号)

第十五条 一人又は複数の人の生命もしくは健康又は財産の広範な破壊に対する危険が現在するという不正な情報によつて不必要な安全措置をとらせる者は、「虚偽警報」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

第一項に掲げる罪が重大な場合には、六月以上四年以下の拘禁に処する。

警報、非常信号又はその他の設備の乱用によつて警察、コミュニケーションの救助組織、救急、国防軍、海難救助又はその他の監視業務組織の不必要な発動をさせる者は、「警報設備の乱用」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。(一九九三年法律第二〇七号、二〇〇三年法律第七八〇号)

第十六条 公共の場で騒音を発し又はその他公然と公共に怒りを呼びこすのに適する方法で行動する者は、「迷惑行為」として定額罰金に処する。(一九九一年法律第二四〇号)

第十七条 抗命の予備もしくは予謀又は犯罪暴露の放棄は、第二十三章に述べるところにより有責として処断される。

重賭博の未遂又は予備、罪が軽微でない場合の第十条の第二項に掲げる児童猥褻画像罪の未遂及び重児童猥褻画像罪の未遂又は予備についても同様である。(一九八六年法律第六四五号、一九九八年法律第一四四四号)

第十八条 利用権を伴つた居室を供用していた者が右の居室の全体又は本質的部分が賭博もしくは重賭博又は重賭博の未遂もしくは予備に用いられているのを知り、かつ右の供用を中止するため要求されるのが相当であることを行わない場合、右の者は、右の居室において犯罪的活動が継続し又は反復されるとき、当該犯罪を促進するものと解され、第二十三章に共犯について規定されているところに従い、有責として処断される。(一九八〇年法律第八九二号)

第十九条 第十条の四に掲げる罪の公訴は、国家フィルム審査局の承認の後のみこれを提起することができる。第十条の三に掲げる罪に関して、国家フィルム審査局は、フィルム、ビデオテープ又はその他の技術的記録物の動画に関わるかぎり、公訴が提起される以前に意見を述べなければならない。(二〇〇四年法律第一〇七二号)

第十七章 公共の活動に対する罪

第一条 暴力又は暴力の威嚇をもつて公務事務執行中の者に対して、又はその公務の措置を強制もしくは阻止するためもしくはその措置に対して報復するために、暴行を加える者は、「公務員に対する暴力又は威嚇」として五年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。以前に公務事務執行をした者に対して、その者がその際になした作為又は不作為について暴力を加える者も同様である。（一九七五年法律第六六七号）

第二条 第一条に述べる以外に、公務事務執行中の者に対して、もしくはその措置に対して報復するために、その者に苦痛、損害又はその他の迷惑をもたらす不適切な行為を行い又は威嚇する者は、「公務員への暴虐」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には四年以下の拘禁に処する。（一九七五年法律第六六七号）

第三条 削除（一九七五年法律第六六七号）

第四条 本章の前二条で述べている場合は存在しないが、公務事務執行中の者に対して抵抗し又は暴力をもつて阻

止しようとする者は、「暴力的敵対」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。（一九七五年法律第六六七号）

第五条 第一条、第二条及び第四条に法定することは、同条に述べる方法で、特別な規定によつて公務事務執行と結合している同一の保護を享受すべき者又は現在もしくは過去に右の保護に包含される措置に際して行事担当者補助するために招集された者に暴行を加え又は阻止した者にも適用しなければならない。（一九七五年法律第六六七号）

第六条 削除（一九七六年法律第五〇九号）

第七条 第二十章第二条に掲げる職員又はその他の者に、自分のため又は他人のためにその職務執行に対して賄賂又はその他の不適切な報酬を提供し、約束し又は贈呈する者は、「贈賄」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には、六月以上六年以下の拘禁に処する。（一九九九年法律第一九七号、二〇〇四年法律第四〇四号）

第八条 公共的職務への選挙に際し又はその他の公共的事件での投票権の行使に際し投票を阻止しようとし又はその結果を歪めもしくはその他投票に不適切な影響を与え

ようとする者は、「投票の際の不適切な影響」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には、四年以下の拘禁に処さなければならない。罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が暴力又は暴力の威嚇をもつて行われたか否か又は職務上の地位を乱用して行われたか否かについて特に考慮しなければならない。

公共の事件において一定の方法で投票し又は投票しないことについて不適切な報酬を受領し、約束させ、又は要求する者は、罪が賄賂罪にあたらぬとき、「投票の際の不適切な報酬」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。(一九七七年法律第一〇三号)

第九条 公共的事件における投票権の行使に関して秘密を保持すべき事項について無権限に知識を求める者は、「投票の秘密に対する罪」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第十条 届出をしたこと、訴訟を起こしたこと、証言をしたこともしくはその他尋問に際して裁判所もしくはその他の公務所において陳述したことを理由に又は右の諸措置をするのを阻止するために、暴力又は暴力の威嚇をもつて人を襲う者は、「訴訟事件に関わる攻撃」として四

年以下の拘禁又は、罪が軽微な場合には罰金又は六月以下の拘禁に処する。公務所における尋問の際に証言をしもしくは陳述したことを理由に又は陳述することを阻止するために、苦痛、損傷もしくは迷惑をもたらす行為又は右の行為の威嚇をもつて、人を襲う者も同様としなければならない。

罪が重大な場合には、二年以上八年以下の拘禁に処する。(二〇〇二年法律第一一七号)

第十一条 罪を犯した者を隠し、逃れるのを助け、罪の証拠を隠滅し又はその他同様な方法で罪が明らかにされ、訴追されることに對抗する者は、「犯人蔵匿」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。相手が犯罪者であつたことを洞察していなかつたがそう仮定する相当な理由のある行為者は、罰金に処する。

行為者と右の犯罪者との関係及びその他の事情にてらして罪が軽微であると解すべき場合には有責として処断してはならない。(一九九三年法律第二〇七号)

第十二条 矯正保護施設に収容されている者もしくは拘留もしくは勾留されている者又はその他適法な法により自由を奪われている者が逃走するのを助け又はその者が逃

走した後にその者を隠しもしくはその他同様な措置によつてその逃走を促進する者は、「逃走援助」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

罪が重大な場合には六月以上四年以下の拘禁に処する。行為者と自由剝奪の性質及び目的、犯罪者の行為の経緯並びにその逃走を促進した者との関係にてらして罪が軽微であると解すべき場合には行為について有責として処断してはならない。（一九九三年法律第二〇七号）

第十三条 強制執行、資産差押、支払保全、押収又はその他の同様な措置の対象となつている財産を不法に改変し、損傷もしくははその他恣意的に処理する者、公務所の公告もしくは封印を損傷もしくはは除去し、もしくははその他不法に公務所の閉鎖したものを開く者又はその他の公務所が布告した同様な禁止に違反する者は、「公務所の禁止違反」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

右の措置の担当職員要求できる入場を拒否する者は、「手続の阻止」として罰金に処する。（一九八一年法律第八二七号）

第十四条 削除（一九七五年法律第六六七号）

第十五条 無権限に公務の執行を偽る者は、「官名詐称」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。国防軍又はそ

の他の公共的職務団体もしくははその活動が公共交通もしくはは水、灯火、暖房もしくははエネルギーの公共の供給に関わる団体への所属の外見を与える制服、記章又はその他職務記章を無権限に着用する者も同様としなければならない。

罪が公共又は個人に重要な苦痛をもたらすこと又はその他にてらして重大である場合には、二年以下の拘禁に処する。（一九九九年法律第七九二号）

第十六条 公務員に対する暴力又は威嚇の未遂及び予備は第二十三章に定めるところにより有責としてこれを処断する。ただし、その罪が既遂に達した場合に軽微と解すべき場合はこの限りでない。逃走援助の未遂及び予備も第二十三章に定めるところにより有責としてこれを処断する。（一九八一年法律第四六三号）

第十七条 一定の場合贈賄について検察官は、罪が贈賄罪に問われている者に関わる使用者もしくはは委任者より告訴があつた場合又は公共の観点から公訴が必要な場合にのみ公訴を提起できる。贈賄が下記の者との関係で行われた場合も同様である。

一、国又はコミューンの職員でない者、
二、第二十章第二条第二項第一号ないし第四号、第八号

又は第九号に該当しない者、及び

三、外国の閣僚又は外国の立法院の議員でない者。(一九七七年法律第一〇三号により新設、一九九九年法律第一九七号、二〇〇四年法律第四〇四号)

第十八章 反逆罪

第一条 国家組織を武力又はその他暴力的な手段を用いて転覆し又は元首、政府、国会もしくは最高裁判所の措置もしくは決定を歪曲もしくは阻止する故意をもつて、右の故意が実現する危険を意味する行為を企てる者は、右の行為が大逆罪でない場合に、「叛乱企図」として十年の拘禁もしくは終身拘禁又は、危険が小さかつたときには四年以上十年以下の拘禁に処する。(一九七四年法律第五六五号)

第二条 第三章ないし第五章に掲げる行為が国王もしくは王族又は王国の代表者の資格で国家元首の職務を行う者に対する暴虐を意味する場合、その罪に対して六月以下の拘禁が伴うときは四年以下の拘禁に、その罪に六月を超え四年以下の拘禁が伴うときは六年以下の拘禁に処することができる。(一九七四年法律第五六五号)

第三条 公共の安全又は市民の自由に対する罪を行う故意

をもつて武装した人々を集めもしくは指揮しもしくは集めた人々をまとめ又は右の人々に武器、弾薬もしくはその他の同様な装備を与えもしくは右の人々に武器の使用の訓練をする者は、「法秩序に対する武装威嚇」として六年以上十年以下の拘禁に処する。

第四条 軍隊又は警察力のごとき権力手段を構成することを目的としていると解さなければならない団体、又はその性質及びその団体が構成された目的にたらして容易に軍隊又は警察力のごとき権力手段に発展し得るものであつて、かつ適切な権威による防衛及び治安権力を強化するものでない団体で、かつ武器、弾薬もしくは同様な装備を扱い、その活動のために建物もしくは土地を供用しもしくは金銭もしくはその他の方法でそれを維持する団体を構成し又は加入する者は、「不法な団体活動」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第五条 公共の意見形成に影響を及ぼし又は政治組織もしくは職業的もしくは産業的団体内部の行動の自由を侵害する故意をもつて違法な強制又は脅迫を行い、それによつて言論、集会又は結社の自由を危険に陥れる者は、「国民の自由に対する罪」として六年以下の拘禁に処する。

第六条 身体損傷もしくはその他の方法で、長期間もしくは短期間国防軍もしくはその他王国の防衛において科された職務遂行に自らを不適とする者又は病気を偽りもしくはその他の欺罔により右の職務遂行義務を逃れる者は、「防衛義務の忌避」として罰金もしくは二年以下の拘禁に又は王国が戦争下にあつた場合には罰金もしくは四年以下の拘禁に処する。

第七条 叛乱企図又は法秩序に対する武装威嚇の未遂、予備又は予謀、右の罪の犯罪暴露の放棄、及び国民の自由に対する罪又は防衛義務の忌避の未遂は、第二十三章に法定するところに従つて有責として処断する。

第八条 第三章ないし第五章に掲げるものであつて、国王又は第二条に名指しする者に対する暴虐を意味する行為は、右の行為により死者が出た場合を除き、政府の命令がなければ検察官はこれを訴追することができない。本条に述べた行為の未遂、予備もしくは予謀又は右の行為の犯罪暴露の放棄についても同様としなければならない。（一九七四年法律第五六五号）

第十九章 王国の安全に対する罪

第一条 王国又はその一部を暴力的又はその他違法な手段

もしくは国外の援助を得て外国の権力下に置きもしくは右の権力に依存させる故意又は王国の一部を分離させる故意をもつて、右の故意が実現する危険を意味する行動を企てる者は、「大逆罪」として十年の拘禁もしくは終身拘禁又は右の危険が小さかつた場合には四年以上十年以下の拘禁に処する。

国家元首、政府、国会又は最高裁判所の措置又は決定が国外の援助により強制を受け又は阻止されるとの故意をもつて、その危険を意味する行動を企てる者も、大逆罪として処断される。（一九七四年法律第五六五号）

第二条 暴力的手段又は国外の援助により王国が戦争又はその他の敵対行為に卷込まれる危険を招来する者は、それが大逆罪でない場合「戦争教唆」として二年以上八年以下の拘禁に処する。

第三条 王国のために外国と交渉し又はその他外国の利益を代表する者との王国の案件を所管する委任を受けた者が王国を代表する権限又は自らの責任ある地位を乱用し、かつそれによつて王国に相当程度の苦痛の原因となる場合、「外国との交渉における背任」として二年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。

第四条 政府の許可又は政府の授權なしに王国に関わる外

交案件において外国の代理として振舞い、また権限のある代理の資格を装って外国の利益を代表する者と右の案件について交渉に入る者はすべて、「外交交渉における恣意的行為」として二年以下の拘禁又は、王国が戦時下にある場合には四年以下の拘禁に処する。(一九七六年法律第五〇九号)

第五条 外国を援助するために無権限に、防衛施設、武器、物資、輸入、輸出、生産手段、交渉、決定又はその他その外国への開示が防衛の全体又は王国の安全にとり苦痛をもたらすような状況に関する情報を獲得し、送付し、提供し又は漏洩する者は、その情報が正当であるか否かに関係なく「スパイ罪」として六年以下の拘禁に処する。右の目的で無権限に右の情報を内容とする文書、記録又はその他のものを作成又は処理する者も同様としなければならない。(一九八一年法律第一一六五号)

第六条 第五条に述べる罪が重大であると解すべき場合は、「重スパイ罪」として四年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。

罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が継続している戦争にてらして明白に危険な性質のものであつたか否かもしくは重要性が大きい状況に関わつていたか否か

又は行為者が公的もしくは私的職務に基づき信頼されて得たものを漏洩したか否かについて特に考慮しなければならない。

第七条 外国を援助する目的なしに無権限に、その外国への開示が王国の防衛又は戦時における民生にとり苦痛をもたらすような秘密の性質の状況もしくは戦争により生じた極端な状況又はその他王国の安全に関する情報を獲得し、送付し、提供し又は漏洩する者は、その情報が正当であるか否かに関係なく「秘密情報の無権限処理」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。(一九八一年法律第一一六五号)

第八条 第七条に述べる罪が重大であると解すべき場合は、「重秘密情報の無権限処理」として四年以下の拘禁に処する。

罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が外国への援助を内容としていたか否かもしくは継続している戦争にてらして明白に危険な性質のものであつたか否かもしくは重要性が大きい状況に関わつていたか否か又は行為者が公的もしくは私的職務に基づき信頼されて得たものを漏洩したか否かについて特に考慮しなければならない。

(一九七六年法律第五〇九号)

第九条 重大な過失により第七条に掲げる情報を送付し、提供し又は漏洩する者は、「秘密情報の無謀処理」として罰金もしくは六月以下の拘禁又は、王国が戦時中の場合には罰金もしくは二年以下の拘禁に処する。（一九八一年法律第一一六五号）

第十条 外国を援助するためにここ王国において、その外国への開示が他の外国の安全にとり苦痛をもたらし得る軍事的又はその他の状況に関する情報を獲得する活動を実施する者又はここ王国において、同様な活動に単に一時的とはいえない共犯活動を提供する者は、「不法な通報活動」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

外国を援助する故意をもつて、ここ王国において秘密裏に又は忌避的な手段を用いて、他人の個人的状況に関する情報を獲得する活動を実施し又は同様な活動に単に一時的とはいえない共犯活動を提供する者も、同様に不法な通報活動として処断する。

本条に述べる罪が重大な場合六月以上四年以下の拘禁に処する。（一九九三年法律第二〇七号）

第十一条 第三章又は第四章に掲げる行為が外国の国家首脳又は代表者に対する暴虐によつて、ここ王国においてその外国を傷つけることを意味する場合には、その罪が

六月以下の拘禁に従うときは二年以下の拘禁に、また六月を超えて二年以下の拘禁に従うときは四年以下の拘禁に処することができる。前段の規定は、外国が、その代表者の保有する建物に何者かが侵入し又はその建物もしくははその建物に存在する財産を損傷することによつて、傷つけられる場合にも準用する。（一九七〇年法律第二二五号）

第十二条 政府の許可なしにここ王国において人々を外国の軍務もしくはそれと同等な役務に募集し又は右の役務に就くために不法に王国から出国するように人々を誘引する者は、「不法募兵」として罰金もしくは六月以下の拘禁又は、王国が戦時下にある場合には二年以下の拘禁に処する。（一九七四年法律第五六五号）

第十三条 外国より又は国外から外国を援助するために行動している者より、文書の出版もしくは頒布を通して又はその他の方法で、王国の国家組織の根柢に関わる問題又は王国の安全にとつて重要性をもつ案件及び国会もしくは政府が決定権を有する案件において公共の見解に影響を及ぼすために、金銭又はその他の財物を受取る者は、「国外援助の受領」として二年以下の拘禁に処する。（一九八一年法律第一一六五号により新設）

第十四条 大逆罪、外国との交渉における背任、スパイ罪、重スパイ罪、重秘密情報が無権限処理及び不法通報活動の未遂、予備又は予謀並びに秘密情報の無権限処理の未遂又は予備は、第二十三章に法定するところに従い有責として処断される。大逆罪の実行を準備し、可能にし又は容易にするために外国と接触することは大逆罪の予謀と解さなければならない。

大逆罪、外国との交渉における背任、スパイ罪、重スパイ罪又は重秘密情報の無権限処理の犯罪暴露の放棄をする者はまた第二十三章に述べるところに従い有責として処断される。右の責任は、右の罪が進行中であることを洞察していなかったが洞察すべきであつた場合にも、これをありとして処断する。(一九七六年法律第五〇九号)

第十五条 自分の知り得たことにてらし、言渡された警告に基づき又はその他の方法で、大逆罪、外国との交渉における背任、スパイ罪、重スパイ罪又は重秘密情報の無権限処理が行われていることを見通すべきであつた者が右の行為の共犯となる場合には、右の行為の幫助としてこれを処断する。ただし、二年を超える拘禁に処することとはできない。(一九七六年法律第五〇九号)

第十六条 不法な通報活動、国外援助の受領もしくは不法募兵又は不法な通報活動の未遂、予備もしくは予謀は、政府の命令がなければ検察官はこれを訴追することができない。

第三章又は第四章に掲げる行為であつて、第十一条に述べる外国を傷つけることを意味するもの及び今述べた行為の未遂、予備もしくは予謀又は右の行為の犯罪暴露の放棄も、政府の命令又は政府の訴追権限の授權がなければ検察官はこれを訴追することができない。(一九八一年法律第一一六五号)

第二十章 職務過誤等

第一条 故意をもつて又は過失により、公務事務執行に際して、作為又は不作為によりその事務の関するところを無視する者は、「職務過誤」として罰金又は二年以下の拘禁に処さなければならない。右の行為が行為者の権限もしくはその事務と公務事務執行との結び付き又はその他の事情にてらして軽微と解すべき場合には、有責として処断してはならない。

第一項に掲げる罪が故意により犯され、かつ重大と解すべき場合には、「重職務過誤」として六月以上六年以

下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、行為者が自分の地位を深刻に乱用したか否か又は右の行為が個人もしくは公共に深刻な損失もしくは重要な利益を不適切にもたらしたか否かについて特に考慮しなければならない。

国又はコミュニケーションの決定機関の議員である者は、その資格において採用した措置について第一項又は第二項による責任を負わない。

第一項及び第二項に述べるところは、その行為が他の規定に従って刑を科される場合にはこれを適用しない。

（一九八九年法律第六〇八号）

第二条 自ら又は他人のために、自分の職務執行に対して賄賂又はその他の不適切な報酬を受領し、約束させ、又は要求する職員は、「賄賂罪」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。右の職員がその職位を得る前又は終了した後に右の行為を犯した場合も同様としなければならない。罪が重大な場合には、六月以上六年以下の拘禁に処する。

第一項で職員について述べるところは下記の者にもこれを適用しなければならない。

一、行政執行委員会、国務事業体、委員会、審議会又は

その他の国もしくはコミュニケーション、ランズティングもしくはコミュニケーション連合に属するその他の公務所の構成員、

二、法令で規制される委任を執行する者、

三、全国防における規律責任等に関する法律（一九九四年法律第一八一号）に含まれる者もしくは法律で定められた兵役義務を履行するその他の者、

四、上述する職位又は委任を有することなく公務事務を執行する者、又は

五、本項第一号ないし第四号に掲げる以外の場合で、信頼すべき地位に基づき他人のために下記の事務を引受けた者。

a. 法的又は経済的案件を処理すること、

b. 科学的又はそれに相当する調査を実施すること、

c. 専門技術的事務を処理すること、又は

d. a、b又はcに示す事務の実行を監督すること。

六、外国の国務大臣、外国の立法議会の議員又は本項第一号に掲げるものに相当する外国の機関の構成員、

七、以上に述べた職位又は委任を有することなしに、外国の公務所又は国外の仲裁人の委任を執行すること、

八、スウェーデンが構成国になつている国家間又は超国家組織の統制機関、決定機関又は議会的団体の構成員、

及び

九、その裁判権をスウェーデンが承認している国際裁判所の裁判官又はその他の専門職員。(一九八六年法律第六四五号、一九九三年法律第二〇七号、一九九九年法律第一九七号、二〇〇四年法律第四〇四号、七八五号)

第三条 法律もしくはその他の法令により又は法律もしくはその他の法令に基づいて発せられた命令もしくは留保により秘密を守る義務を課されている情報を漏洩する者又は不法に右の情報を利用した者は、右の行為が他には特に刑を科されない場合、「守秘義務に反する罪」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

過失により第一項に掲げる行為を行う者は、罰金に処する。軽微な場合には有責として処断してはならない。(一九八〇年法律第一〇二号)

第四条 公務事務の執行を伴う国又はコミュニティの委任業務に選任された者は、二年以上の拘禁が法定されている罪を犯し、かつその罪により右の委任業務に明らかに適さないことが明らかになった場合には、裁判所は右の委任業務を免ずることができる。

第二条第二項第一号に掲げる使用者のもとにおける委

任業務は、これを国又はコミュニティにおける委任業務と同視する。(一九八八年法律第九四二号)

第五条 検察官は、他に定めがあることに妨げられず、国もしくはコミュニティの職員又は第二条第二項第一号ないし第四号に掲げる者がその職位又は委任の執行中その者に課される義務を無視する罪を訴追することができる。

第一項の規定に妨げられず、下記の規定が適用されなければならぬ。

一、公訴は政府又は政府の授權を受けた者の命令なしにこれを提起できない旨本法に定められていること、及び

二、第一項に掲げる職位又は委任を受けている者によつて行われた場合にのみ刑が法定されている行為に対する公訴について、本法以外の法律もしくは法令に定められていること。

賄賂罪が第一項又は第二条第二項第八号もしくは第九号に含まれる者で、かつ外国の国務大臣又は外国の立法議会の議員でない者によつて行われた場合、検察官は、右の罪が使用者もしくは委任者により告訴された場合又は公訴が公共の観点から必要である場合にのみ公訴を提

起することができる。

ある事件につき特別な規定が存在しない場合、検察官は、個人被害者が告訴する場合又は公訴が公共の観点から必要であるときにのみ、右の個人被害者のために適用される守秘義務に反する罪に対して公訴を提起することができる。

職務又は委任の執行中に、国会議員、国務大臣、最高裁判所判事、行政最高裁判所判事又は国会もしくはその機関において職務もしくは委任を受けている者の犯した罪に対する公訴については特別な規定を適用する。（一九九九年法律第一九七号、二〇〇四年法律第四〇四号）

第六条ないし第十五条 削除（一九七五年法律第六六七号）

第二十一章 軍人の罪（一九八六年法律第六四五号により文言変更）

第一条 本章は、王国が戦争状態にあるときに適用する。

王国が臨戦状態にあるか又は王国がその渦中にある戦争もしくは臨戦状態より生じる非常事態が存在する場合、政府は、本章を適用すべき旨定めることができる。

第二条 第一条に掲げる状態が存在しないとき、政府は本章の適用が終了すべき旨定めなければならない。

第三条 本章の適用に際しては、国防軍において職務遂行

義務のあるすべての者が軍人と解されなければならない。

軍人は、右の他下記の者をいう。

一、国防軍での職務遂行義務はないが、王国の防衛に参加する義務がある警察官、

二、社会的に重要な営造物保護に関する法律（一九九〇年法律第二一七号）に基づき命じられた保護監視人及び保護領域監視人、

三、国防軍の独立部隊が原野にあるか又は同様な状況下で活動している場合には、その部隊に滞在しているすべての者、及び

四、組織された抵抗運動の構成員。（一九九〇年法律第二一八号）

第四条 軍人に関する本章の規定は下記の者にもこれを適用する。

一、戦時捕虜、

二、王国が中立である戦争の際に入隊した戦闘参加者、

三、捕虜の中に滞在している外国人又は医療保護もしくは宗教保護を実施するために入隊した戦闘参加者。

第五条 軍人が上官の命令に従うことを拒否もしくは放棄し又は命令を実行することを不適切に遅らせる場合、

「不服従の罪」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。但し、命令が職務と無関係であることが明らかな場合は有責として処断してはならない。

第六条 第五条に掲げる罪が重大と解すべき場合、「重不服従の罪」として十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の罪が戦闘中に犯されたか否か又は戦時服従に対する罪が特別な危険をもたらしたか否かについて特に考慮しなければならない。

第七条 職務遂行中不法に逃走し又は不在になる者は、「脱走」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

罪が重大と解すべき場合には十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、軍人が戦闘中もしくは戦闘に関連して逃走したか又は敵側に赴いたかもしくはその他敵に任意に身を委ねたかについて特に考慮しなければならない。

第八条 軍人が職務執行中の上官に対する暴力又は暴力の威嚇を用いて又は右の上官に戦闘措置を強制もしくは阻止するために、又はその他右の上官の職務を事由として暴力行為に出る場合、「上官に対する暴力又は威嚇」として罰金又は一年以下の拘禁に処する。

歩哨及びその他の軍人で警備又は秩序確保の職務を遂

行している者は上官と同視する。

罪が重大と解すべき場合には六年以下の拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の行為が戦闘中又は戦時服従に対する罪が特別な危険をもたらすときに行われたかについて特に考慮しなければならない。

第九条 軍人が無権限で敵軍に属する者に文書を送りもしくはその他結び付きを得又は敵の領域に滞在する場合、「敵への同調」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第十条 戦闘中又は戦時服従に対する罪が特別な危険をもたらすときに、軍人が他の軍人と敵に降伏する相談をする場合又は右の軍人が他の方法で他の軍人のいる場所で、無権限に信賴喪失又は戦意喪失を呼起こすのに適したことを企てる場合、「戦意の抑制」として十年以下の拘禁又は終身拘禁に処さなければならない。

第十一条 その義務となつていることに關して、防衛營造物を戦闘準備体制におき、部隊に戦闘の準備をし、財物を獲得し又はその他戦闘行為を準備することを放棄する者は、「戦闘準備懈怠」として十年以下の拘禁又は終身拘禁に処さなければならない。

第十二条 国防軍の部隊の長として職務遂行中の軍人が無権限で敵に陣地、戦闘用具もしくはその他戦闘行為に相

当程度重要なものを譲渡し、又は敵に自ら及び自分の部隊が降伏する場合、「無権限降伏」として十年以下の拘禁又は終身拘禁に処さなければならない。

第十三条 戦闘中又は戦闘と結合して、戦闘行為を促進する自分の義務を最大限充足することを放棄する者は、「戦闘懈怠」として十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。

第十四条 軍人が故意又は重大な過失により課せられた義務を無視し、かつその過誤が深刻な性質のものである場合、「兵役犯罪」として二年以下の拘禁に処する。

右の行為に対する刑が本章の別の規定に定められていない場合には、本項により有責として処断してはならない。

第十五条 脱走の未遂、予備もしくはは犯罪暴露の放棄並びに上官に対する暴力又は威嚇の未遂、予備もしくはは予謀は、第二十三章によりこれを有責として処断しなければならない。

兵役犯罪の共犯は、それにより兵役義務を無視した者にのみこれを有責として処断することができる。

第十六条 第七条、第九条、第十条及び第十二条の適用に際しては、王国が戦闘状態にない外国も、右の国と王国が戦争状態に入る危険が存する場合にはこれを敵と同視

しなければならない。

第十七条 削除（一九七五年法律第六六七号）

第十八条 ないし第二十二條 削除（一九八六年法律第六四五号）

第二十二章 戦時反逆罪（一九八六年法律第六四五号により章名変更、新文言）

第一条 王国が戦闘中であるときに下記の行為を行う者は、その行為が国防全体に対して相当程度の苦痛をもたらすのに適したものである場合又は敵にとつて相当程度の助けとなる場合、「戦時反逆罪」として四年以上十年以下の有期拘禁又は終身拘禁に処する。

一、王国の防衛のために活動している者を阻止し、誤導もしくは裏切り又は右の者を抗命、背任もしくは戦意喪失に誤導する者、

二、全防衛に重要である財物を暴露し、破壊し又は損傷する者、

三、敵のために戦闘員、財物又は役務を獲得する者、又は

四、その他の同様な裏切行為を犯す者。

第二条 第一項に掲げる行為が行われ、かつその行為が同条に述べるところよりも小規模にのみ国防全体に対して

苦痛をもたらすのに適したものである場合又は敵にとつて小規模な助けとなる場合「輕戦時叛逆罪」として六年以下の拘禁に処する。

第二条の一 削除（一九八六年法律第六四五号）

第三条 過失により第一条又は第二条に掲げる罪を犯した者は、「戦時無謀行為」として四年以下の拘禁に処する。

第四条 第一条ないし第三条に掲げる行為が敵の占有する領域において敵のために財物又は役務を獲得することを内容とし、かつ右の行為が住民の必要、行為者の生活又はその他の特別な状況にてらして、不適切とは解されない場合、これを有責として処断してはならない。

第五条 王国が戦時下にあるとき、公共の間に、虚偽の噂又は王国の安全に危険を招くのに適したその他の不実の主張を広めもしくは外国に伝え又は生じさせる者は、「王国の安全に危険な噂の流布」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

王国が戦時下にあるとき、軍人の間に虚偽の噂又は背任及び戦意喪失を招くのに適したその他の不実の主張を広める者も同様としなければならない。

第六条 武力紛争における国際的人権に関わる外国との契約又は公共的に公知の基本原則の厳しい違反に有罪であ

る者は、「国際法犯罪」として二年以下の拘禁に処する。右の厳しい違反は、特に下記の行為をいう。

一、国際法により禁止されている戦闘用具を使用すること、

二、国際連合の旗章、国際的疾保護旗章の保護に関する法律（一九五三年法律第七七一号）に掲げる旗章、国会制定旗もしくはその他の国際的に公知の旗章を乱用し、又はその他の反逆的な手続を用いて敵を殺害もしくは損傷すること、

三、民間人又は戦闘状態から脱落した者を攻撃すること、四、民間人又は民間の財物に破壊又は損傷を与えること

を承知して、無差別攻撃を開始すること、

五、特に国際法的保護に有用な營造物又は行事に対し攻撃を開始すること、

六、国際法により特に保護された人に深刻な苦痛を加え、捕虜もしくは民間人をその敵の武装支配の下で強制的に就労させ、又は国際法に違反して民間人の自由を剝奪すること、

七、第一号ないし第六号に示す以外の場合に、恣意的にかつ大規模に、特に国際法的保護を享有している財物を攻撃し又は略奪すること。

罪が重大な場合は、十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、罪が大量の個別の行為により行われたか、多数の人々が殺害もしくは損傷されたか又は広範な財物の破壊がその罪によつて生じたか否かについて特に考慮しなければならない。

軍人である者によつて国際法犯罪が行われた場合、その上官がその罪を予見する可能性があつたが、それを阻止するために自分に課された事項を行わなかつた場合、右の上官も有罪としてこれを処断しなければならない。

（一九九四年法律第一七二号）

第六条の二 下記の者は、その罪が国際法犯罪と判断すべきでない場合、「化学兵器の不法処理」として四年以下の拘禁に処する。

- 一、化学兵器を開発し、生産もしくはその他の方法で取得し、貯蔵もしくは保管し又は間接もしくは直接に化学兵器を他人に移転する者、
- 二、化学兵器を使用する者、
- 三、化学兵器の使用の軍事的準備に参加する者、又は
- 四、戦闘行為の方法として暴動鎮圧用の物質を使用する者。

化学的兵器の開発、生産、所持及び使用並びにその破

壊に関する国際連合条約において化学兵器と定義されているものは第一項第一号ないし第三号による科学兵器と解さなければならない。

罪が重大な場合は、十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の行為が化学兵器の開発、生産もしくは頒布又は右の兵器が人に対して使用するのに本質的に適したものであつたか否かについて特に考慮しなければならない。（一九九四年法律第一一九号により新設、一九九七年法律第一二〇号）

第六条の三 対人地雷を使用し、開発し、製作し、取得し、所持し又は譲渡する者は、右の行為が国際法犯罪と判断すべきでない場合「地雷の不法処理」として四年以下の拘禁に処する。

第一項の規定は、対人地雷使用、貯蔵、生産及び移転の禁止並びにその破壊に関する一九九七年九月一八日の条約に掲げる地雷にのみこれを適用する。

第二項に掲げる条約により許容される地雷の処理は罪とならない。

罪が重大な場合は、十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の行為が多数の人々の生命及び健康に対する危険を意味する方法で

使用されることに本質的に資していたか否かについて特に考慮しなければならない。(一九九八年法律第一七〇三号により新設)

第六条の四 核爆発の完全禁止に関する国際連合条約に違反して、核兵器の爆発実験又はその他の核爆発の実施に参加し又はその他の方法で共犯となる者は、国際法に対する罪と判断されない場合であつても「不法な核爆発」として四年以下の拘禁に処する。

罪が重大と解すべき場合には、十年以下の拘禁又は終身拘禁に処する。罪が重大か否かの判断に際しては、右の行為が核爆発にとり大きい重要性を有していたか又は右の行為が人間もしくは特に重要な財産に対する危険を意味していたか否かについて特に考慮しなければならない。(一九九八年法律第一七〇三号により新設)

第七条 戦時反逆罪又は軽戦時反逆罪の未遂、予備又は予謀は、第二十三条に従つて有責として処断される。右の二罪の実行を準備し、可能にし又は容易にするために敵と接触することは右の二罪の予謀と解さなければならぬ。王国が戦争、占領又はその他の敵対行為によつて威嚇されている時の予備又は予謀は、敵対行為が発現しなかつたとしてもこれを有責として処断する。

戦時反逆罪又は軽戦時反逆罪の犯罪暴露の放棄をする者はまた、第二十三章に従い有責として処断される。右の責任は、右の罪の犯される状態が続いていることを洞察していなかつたが洞察すべきであつた場合にも、これをありとして処断する。

不法な核爆発の未遂又は予備は、第二十三条に従つて有責として処断される。(一九九八年法律第一七〇三号)

第八条 戦時下に犯罪が行われた場合であつて、その行為が戦時慣例によつて許容されていると仮定する事由が欠如しているとはいえないとき、その行為に法定されているところより減輕された刑に処することができる。事情が明らかに減輕事情であれば、有責として処断してはならない。

第九条 第二十一章又は本章に掲げる行為が王国と同盟している国、その国の軍隊又はその軍隊に属する人に対して行われる場合、王国、王国の国防軍又は軍人に対して定められているところを適用する。

第十条 王国が臨戦状態又は王国の置かれている戦争もしくは臨戦状態によつてもたらされた極限状態にある場合、政府は、王国が戦時下にあるという事態に対して第十九章又は本章に述べるところを適用すべき旨定めることが

できる。右の定めは、右の状態が存在しなくなるとき政府はこれを廃止しなければならない。

王国が軍事的抵抗を除き外国によつて全部又は部分的に占領されるようになる場合、王国の防衛について上記二章並びに第二十一章に述べるところを右の抵抗活動に、及び敵について述べるところを占領軍に適用する。

第十一条 本章においては、王国と戦争状態にはないが、その状態に入る危険の存する外国は、これを敵国と同視する。

第二十三章 犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯

第一条 ある罪の実行を開始して、既遂に至ることがなかった場合、これについて特別な法規があるとき、その行為が罪の既遂に導く危険があるか又は偶然の事情に基づく以外にその危険が排除されない限り、その罪の未遂としてこれを処断しなければならない。

未遂に対する刑は、既遂になつた罪に適用されるところを上限とし、既遂となつた罪に対する刑が二年又はそれ以上の拘禁を下限とする場合には、拘禁より軽くこれを設定してはならない。

第二条 犯罪を実行し又は促進する故意をもつて下記の行

為をした者は、特に定めのある場合には、既遂の罪又は未遂について有罪とされないときにも、右の犯罪の予備として処断される。

一、犯罪に対する支払として又は犯罪実行の費用に充てるために金銭もしくは他の物を受領もしくは提供する行為、又は

二、犯罪の補助手段として用いるのに特に適した物を用意し、製作し、提供し、受領し、保管し、運搬し、組立て又はその他の同様な処理をする行為。

特に定めのある場合には、犯罪の予謀は有責として処断される。予謀とは、第三者と相談の上行為を決定すること又は第三者を教唆することを求めもしくは犯罪の実行を受けもしくは提議することと理解される。

予備又は予謀の刑は、既遂の罪に適用される上限より低く定めなければならない。また下限より低くこれを定めることができる。二年を超える刑は、八年以上の刑がその既遂の罪に伴う場合にのみこれを定めることができる。その罪の既遂になる危険が小さかつた場合には、有責として処断してはならない。（二〇〇一年法律第三四八号）

第三条 行為の実行を中断し又はその他の方法で任意に犯罪が既遂に達しないようにした者は、犯罪の未遂、予備

又は予謀について有責としてこれを処断してはならない。犯罪が既遂に達した場合であつても、犯罪の補助手段が犯罪の用に供されることを防いだ場合には、右の補助手段を不法に処理したことを根拠にこれを有罪として処断してはならない。

第四条 本法においてある行為について定められている責任は、行為を実行した者のみでなく、言葉又は行動で行為を促進した他の者にもこれを宣告する。他の法律又は法令において可罰的である行為で拘禁が定められているものについても同様でなければならない。

行為者と解すべきでない者は、他の者を行為の実行に誘引した場合は犯罪の教唆として、その他の場合には犯罪の幫助として処断される。

共犯者はすべて、その負担となつた故意又は過失に従つて判断される。管財人、債務者又はその他の特別な地位にある者について定められた責任は、その者とともに行為に共犯となつた者にも宣告される。

本条に述べることは、特別な場合について定められているところに従う場合には、これを適用しない。(一九九四年法律第四五八号)

第五条 深刻な強制、忌避もしくはその若さ、無理解又は

依存的地位の乱用によつて犯罪の共犯に誘引され又は少しでも犯罪の共犯となつた場合、その者に対する刑はその犯罪について法定されているところにこれを設定することができ。ただし、軽微な場合には有責として処断してはならない。問題が、特別な地位にある者に対して法定されている責任が他の共犯者にも宣告されるべきであるというときも同様としなければならない。

第六条 実行中の犯罪を適時に届出で又は暴露することの放棄は、届出又は暴露が本人自身又は近親者に対する危険なしに行える場合、右の放棄について特別な法規が存在するときは、右の犯罪の共犯に少しでもなる場合にその罪について法定されているところに従い「犯罪暴露の放棄」として処断される。ただし、いかなる場合においても二年の拘禁を超える重い刑に処することはできない。特に定めのある場合には、犯罪が実行中であることを見通していなかつたが見通すべきであつた者も、右に述べたところにより犯罪暴露の放棄として処断されなくてはならない。

第一項に掲げる以外の場合に、両親もしくは養育者又は法定代理人がその保護又は規律のもとにある者を犯罪から阻止するのを放棄する場合、犯罪を阻止することが

本人自身又は近親者への危険なしにかつ公務所に届出ることなく可能であるときは「犯罪阻止の放棄」として第一項に法定するところに従いこれを処断する。

実行中であつた行為が刑を伴い得る程度に進行していなかった場合には犯罪暴露の放棄又は犯罪阻止の放棄によりこれを処断することはできない。

第七条 犯罪によつて自ら利得をもたらし又は何物かを自己のものとする場合について本法に法定される責任は、意図的に他人に利得をもたらし又は何物かを他人のものとする場合にも、同様にこれを宣告しなければならない。

第二十四章 刑事責任欠如の一般的根拠

第一条 正当防衛状況で行つた行為は、攻撃の性質、攻撃対象の重要性及びその他の事情にてらして明らかに不正である場合にのみ罪となる。

正当防衛の権利は、下記の事態に対して存在する。

- 一、人又は財物に対する現在する又は緊急の犯罪的攻撃、
- 二、暴力もしくは暴力の威嚇又はその他の方法で現行犯による財物の取戻しを阻止する者、
- 三、不法に部屋、家、庭又は船舶に侵入し又は侵入を試みる者、又は、

四、退去指示後に住居から去ることを拒否する者。（一九九四年法律第四五八号）

第二条 矯正保護施設に収容されている者もしくは拘留され、勾留されもしくはその他自由を剥奪されている者が脱走する場合又は右の者が暴力もしくは暴力の威嚇をもつて抵抗し、もしくはその他の方法でその者を監視下に置いている者に敵対する場合であつて、監視者がその者を鎮圧するとき、逃走を阻止し、秩序を確保するためにその事情にてらして正当である暴力を用いることができる。上記の者以外の者が同様な場合に敵対する場合も同様としなければならない。

この他、警察官又は他の職員が暴力を使用する権利については警察法（一九八四年法律第三八七号）に定める。（一九九四年法律第四五八号）

第三条 上官への抗命の際もしくは戦闘中又は軍規に対する罪が個別的危険をもたらず場合、軍の上官は命令に従わない部下に対して軍規を確保するために必要な暴力を用いることができる。（一九八四年法律第三八九号及び一九九四年法律第四五八号）

第四条 本章で前述した以外の場合に緊急状態で行われた行為は、危険の性質、第三者に加えられた損害及びその

他の事情にてらして不正である場合にのみ罪となる。

生命、健康、財物又はその他の法秩序により保護される利益を危険が脅かすとき緊急状態か現在する。

第五条 本章第一条ないし第四条又は警察法（一九八四年法律第三八七号）第十条により、ある者が可罰的行為を行う権利を有する場合、その者を援助する者も同一の権利を有する。（一九九四年法律第四五八号）

第六条 本章第一条ないし第五条又は警察法（一九八四年法律第三八七号）第十条が適用される場合に許容されるより以上のことを行つた者は、事情が自己統制困難なものであるときは、これを無罪としなければならない。

（用語Ⅱ旧第五条Ⅱ文言は一九八四年法律第四五八号により新設）

第七条 行為の向けられている者の承諾によつて行われた行為は、そのもたらした損害、侵害又は危険、その意図及びその他の事情にてらして不正である場合にのみ罪を構成する。（一九九四年法律第四五八号により新設）

第八条 その規律に服従している者の命令に基づいて行つた行為は、行為者が服従状況の種類、行為の性質及びその他の事情にてらして命令に服従すべきである場合には右の行為者に責任をもたらしはならない。（一九九四

年法律第四五八号）

第九条 行為の許容性に関する錯誤（刑法の錯誤）によつて行われた行為は、右の錯誤が刑法の規定の公布の際の過誤又はその他の原因に基づき明らかに免責的であつた場合には、行為者に責任をもたらしはならない。（一九九四年法律第四五八号）